

「益城町」及び「多良木町」が実施している「子ども医療費助成事業」に係る 助成内容の変更について(お知らせ)

1 【益城町】

(1) 医療費助成事業の対象者

満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者

(2) 自己負担額 ※改正前後比較表参照

対象年齢	自己負担額	
	改正前	改正後 (令和4年10月診療分から)
0～15歳児	自己負担なし (全額助成)	自己負担なし (全額助成)
16～18歳児	助成対象外	

2 【多良木町】

(1) 医療費助成事業の助成方法及び対象医療機関等 ※改正前後比較表参照

対象年齢	助成方法及び対象医療機関等	
	改正前	改正後 (令和4年10月診療分から)
0～18歳児	球磨郡及び人吉市の 保険医療機関等	県内の保険医療機関等 ※ただし、1医療機関における月の 一部負担金が21,000円以上は対象外 (償還払い)とする

3 助成事業の変更時期

令和4年10月診療分から

4 その他

- (1) 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容(対象年齢、自己負担等)が異なりますので、窓口において受給者証の提示を受けた場合は、必ず記載内容の確認をお願いいたします。
- (2) 医療費助成事業の助成内容の変更に伴い、現在ご使用の医事システムによる受付業務等に支障のないよう、必要に応じて変更等をお願いいたします。